

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うぐいす会役員等の報酬に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

- 2 監事に対しては無報酬とする。
- 3 評議員に対しては無報酬とする。

## (支給額)

第3条 支給上限月額下記表の額とし、具体的な報酬金額については、社会福祉法人うぐいす会の経理状況その他の事情を考慮し理事会が決定する。

常勤理事	500,000円
非常勤理事	300,000円

## (支給日)

第4条 理事報酬は銀行振込みとし、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

## (改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。